

区分

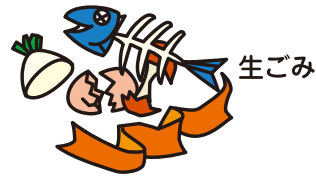
品目例

ごみの出し方

容器等

可燃ごみ

● 生ごみ



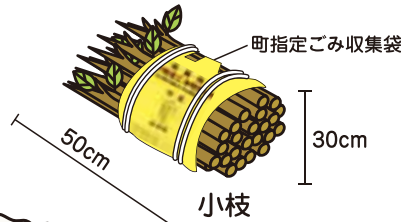
生ごみ

● 食用油の残油



食用油の残油

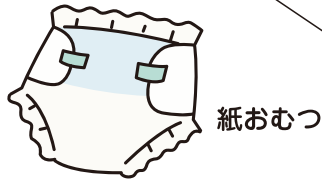
● 小枝・落葉・草



町指定ごみ収集袋

小枝

● 紙おむつ



紙おむつ

● カバン



カバン  
金具取る

● くつ



くつ

● ぬいぐるみ



ぬいぐるみ

町指定ごみ収集袋に入る程度のもの

※ごみ減量のために、生ごみは必ず水切りをしてから出してください。

※食用油は紙などにしみ込ませてください。

※小枝は太さ5cm以下のもので、長さ50cm程度で直径30cm程度に束ねて町指定ごみ収集袋に入れるか、町指定ごみ収集袋を巻きつけて出してください。

※カバンやくつについている金属類は、取り除いて不燃ごみの日に出してください。

※串などの先のとがったものは必ず折ってから出してください。

※各家庭で飼われているペットのふんについては、トイレに流す等責任をもって処理してください。

※ペット用砂で可燃性のものは、ふんを取りのぞいてから可燃ごみで出してください。

※貝殻は不燃ごみで出してください。



町指定のごみ袋

収集できない出し方

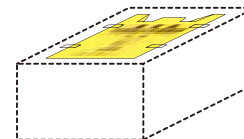
町指定ごみ収集袋のはりつけは回収しません。



ビニール袋やレジ袋に町指定ごみ収集袋をはりつけている



米袋に町指定ごみ収集袋をはりつけている



ダンボール箱に町指定ごみ収集袋をはりつけている

※町指定ごみ収集袋で出しているが、黒いビニール等で中身がわからないものも収集しません。

区分	品目例	ごみの出し方	容器等
<h1 style="writing-mode: vertical-rl; margin: 0;">不燃ごみ</h1>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茶碗・皿・なべ類</li> <li>●ガラス・鏡</li> <li>●バケツ・洗面器</li> <li>●かさ・ハンガー</li> <li>●包丁・ナイフなど</li> <li>●花瓶</li> <li>●玩具類</li> <li>●塗料用・車両用オイル缶（一斗缶まで）</li> <li>●ビデオテープ</li> <li>●小型電化製品（ポットなど）</li> </ul> <p style="text-align: center;">大きさが50cm以下の燃えないごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※刃物やガラスなどの危険物は、事故防止のため新聞紙等で包み「危険」等の表示をしてください。</li> <li>※塗料缶・車両用オイル缶は中身を完全に除いてから出してください。</li> <li>※電池入りの機器は電池（有害ごみ）を外して出してください。</li> <li>※排出容器として肥料袋・米袋の使用はできません。</li> <li>※ペット用砂で不燃性のものは、不燃ごみとして出さずに自己処理するか専門業者に依頼してください。</li> </ul>	<p style="text-align: center; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px;">       事故防止のため  <b>透明または半透明の袋</b> </p>

区分	品目例と出し方	
<h1 style="writing-mode: vertical-rl; margin: 0;">粗大ごみ</h1>	<p>粗大ごみとは、一辺が50cmを超え2m未満の大きさのもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家具類 机・タンス・本棚・テーブル・イス・下駄箱・食器棚・スプリングの入っていないベッドやソファ・鏡台など</li> <li>●電化製品 掃除機・扇風機・こたつ・換気扇など ※家電リサイクル法対象品・パソコンについては収集しません。 処分方法については4、5ページを参照してください。</li> <li>●ガス器具類 ガステーブル・ガスコンロ・ガストーブなど ・乾電池は有害ごみとして出してください。</li> <li>●ふとん・座布団 ●ジュータン類 ●自転車・三輪車・ベビーカー</li> <li>●石油ストーブ ・本体・燃料タンクの灯油を完全に抜いてください。 ・乾電池は有害ごみとして出してください。</li> </ul>	

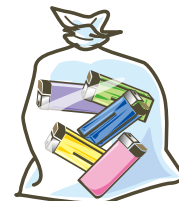
●乾電池類 ボタン型電池と充電型電池をのぞいた乾電池  
 ※ボタン型電池、充電型電池は、販売店に引き取ってもらってください。  
 透明又は半透明のビニール袋に入れてください

●蛍光灯 (危険防止のため、購入時の入れ物に入れてください)  
 ※購入時の入れ物がない場合は透明のビニール袋に入れるか新聞紙などに包んで「危険」等の明記して割れないようにして出してください。

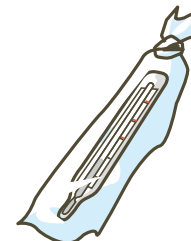


乾電池

●ガスライター (使い切ってから出してください)  
 ●スプレー缶 (使い切ってから穴を開けずに出してください)  
 ●体温計・温度計 (水銀使用のもの)



ガスライター



体温計・温度計

有害ごみについては種類ごとに分けて袋に入れて出してください。

## 家電4品目(エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫及び冷凍庫)の処分方法

### ●家電4品目について

製造業者等にリサイクルを義務付けたのが、「家電リサイクル法」です。  
 この法律により廃家電製品を回収・リサイクルされ、廃棄物減量と資源の有効利用が促進されます。



エアコン



テレビ



プラズマテレビ  
液晶テレビ

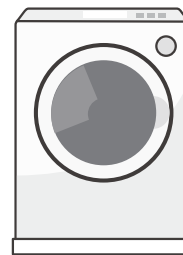
### ●処分の方法

1. 買い替えのときに店に引き取ってもらう。
2. 過去にその品物を購入した店に引き取ってもらう。
3. 業者に引き取ってもらう。
4. 「指定引取場所」まで自分で運搬する。

(事前に郵便局でリサイクル料の振込手続きが必要です。)

※1・2・3の場合は、リサイクル料金のほかに収集運搬費が発生する場合があります。

※「リサイクル料金」は、品物やメーカーによって異なります。



衣類乾燥機



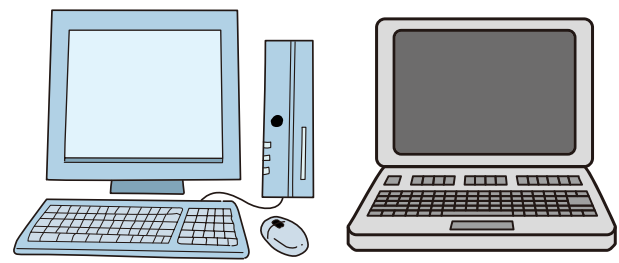
洗濯機



冷蔵庫及び  
冷凍庫

問い合わせ先 (財)家電製品協会 家電リサイクル券センター ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/> TEL.0120-319640

# パソコンの処分方法



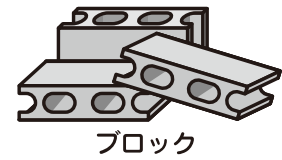
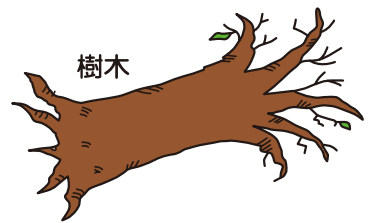
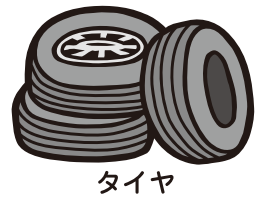
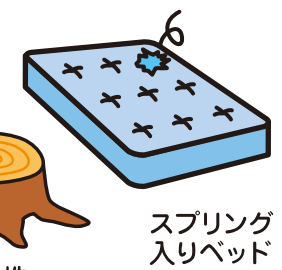
平成15年10月に施行された「資源有効利用促進法」により、メーカーの自主回収・リサイクルが義務付けられました。平成15年10月以降に発売されたパソコンには **PCリサイクル** が付いており、メーカーが無償（郵送料も無償）で回収リサイクルをしてくれます。メーカーの回収問合せ窓口で直接申込みしてください。

平成15年9月以前に発売されたパソコン及びメーカーが明らかでないものについては、「PC3R一般社団法人パソコン3R推進協会」に問合せください。

問い合わせ先 PC3R一般社団法人パソコン3R推進協会  
ホームページ <http://www.pc3r.jp>  
TEL.03-5282-7685

## 町で収集できないもの

- 自動車用部品（タイヤ・バンパー・バッテリーなど）
- 薬品類
- ピアノ
- オートバイ
- 樹木
- 焼却灰
- プロパンボンベ（カートリッジ以外）
- 消火器
- スプリング入りのベッド・ソファ
- 揮発性のあるもの（ベンジン・シンナーなど）
- 爆発性・引火性のあるもの（自動車用オイルなど）
- 農機具等・農業ハウス用ビニール
- 注射器等の感染性廃棄物
- 建築廃材等の産業廃棄物（畳・瓦・砂利等・コンクリート・ブロック・木材等）



## 携帯電話の処分方法



モバイル・リサイクル・ネットワーク  
携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。



携帯電話は、このマークのあるショップで回収を行っています。詳細については、社団法人電気通信事業者協会 <http://www.tca.or.jp> のホームページをご覧ください。

町で収集できないものは、専門の業者に相談するか、工事作業を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼してください。

区分	品目例	ごみの出し方	容器等
かん	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ジュース・ビール・焼酎・缶詰め（ペット用含む）・菓子・お茶・海苔のかん</li> <li>※口にすることができるものが入っていたかん</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>※集積所に設置してあるだいたい色のコンテナに入れてください。</li> <li>※ビニール袋等に入ったままコンテナに入れないでください。</li> <li>※かんは<u>つぶさない</u>で出してください。</li> <li>※中身を出し、水洗いしてから出してください。</li> </ul>	 <p>だいたい色のコンテナ</p>
びん	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ジュース・洋酒・焼酎・ジャム・インスタントコーヒー・調味料のびん・化粧品のびん</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>※集積所に設置してあるみず色のコンテナに入れてください</li> <li>※ビニール袋等に入ったままコンテナに入れないでください。</li> <li>※ふたは外して、素材別にプラスチックは「その他プラ」に、金属は「不燃ごみ」の日に出してください。</li> <li>※中身を出し、水洗いしてから出してください。</li> <li>※乳白色の化粧品のびんは、不燃で出してください。</li> </ul>	 <p>みず色のコンテナ</p>
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●炭酸・果汁飲料・清涼飲料水やミネラルウォーター・醤油・みりん・ドレッシング・酒類などのペットボトル</li> <li>※口にすることができるものが入っていたペットボトル</li> <li>※このマークのあるペットボトル</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>※集積所に設置してあるみどり色のネットに入れてください。</li> <li>※ビニール袋等に入ったままネット袋に入れないでください。</li> <li>※<u>ふた及びラベルは、外して「その他プラ」の日に出してください。</u></li> <li>※中身を出し、水洗いしてから出してください。</li> <li>※ペットボトルは<u>つぶして</u>出してください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ペットボトルの出し方の注意</p> <p>※キャップとラベルは、「その他プラ」の日に出してください。</p> </div> 	 <p>みどり色のネット</p>



区分	品目例	ごみの出し方	容器等
紙・布	<p><b>紙</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新聞(チラシも含む)</li> <li>●ダンボール ダンボール</li> <li>●書籍、雑誌 雑誌</li> <li>●牛乳、ジュース類のパック 牛乳パック</li> <li>●ざつがみ ノート・紙袋・空箱・包装紙など 空箱</li> </ul> <p><b>布</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●衣類・布類・毛布・カーテン・シーツなど 衣類</li> </ul>	<p>※雨天の収集日はできるだけ避けてください。          ※新聞は、「杉戸町」と書いて出してください。          ※ダンボール・書籍雑誌は紐で十文字にしばってください。          ※パックは中身を出し、水洗いし、切り開いてください。          ※内側にビニール・アルミ等の加工があるパックは可燃ごみで、プラスチックの注ぎ口は、外してその他プラへ          ※ざつがみに付いている金具等は必ず取り除いてください。          ※小さなざつがみ等は、封筒などに入れてまとめて紐で十文字にしばってください。          ※布で破損・汚れのひどいものは可燃ごみの日に出して下さい。シーツ・毛布・カーテン等の大きなもので汚れのひどいものは「破損・汚れあり」等の表示をして粗大ごみの日に出してください。</p> <p><u>下記のは紙・布の日には出せません</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まくら ●ぬいぐるみ ●革製品</li> <li>●キッチンマット</li> <li>●バスマット ●ふとん ●座布団</li> <li>●カーペット ●ジュータン</li> </ul>	<p>容器等</p>  <p>紙：種類ごとにひもで十文字に結ぶ</p>  <p>布：透明のビニール袋</p>

区分	品目例	ごみの出し方	容器等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資源ごみ</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他プラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ボトル類</b> つゆ、ドレッシング、液体シャンプー、リンス、目薬等のプラスチック製のボトル型容器</li> <li>● <b>袋・ラップ類</b> ○冷凍・インスタント食品、お菓子等の袋 ○生鮮食品などに使われたラップ</li> <li>● <b>カップ・パック類</b> 卵パック、ヨーグルト、プリンなどの容器</li> <li>● <b>トレイ類</b> 生鮮食品(肉・野菜・魚など)のトレイ (白色トレイも含ます)</li> <li>● <b>チューブ類</b> マヨネーズ、ケチャップ、練りわさび等のチューブ、歯磨き粉等のチューブ (中身を使い切っていないものは可燃ごみで出してください)</li> <li>● <b>緩衝材・ネット類・ふた類</b> ○メロン・桃などを包んだ発泡スチロール ○家電製品等を保護した発泡スチロール (発泡スチロールは細かく砕いてください) ○みかん・たまねぎ等のネット ○ペットボトル・びん等のプラスチック製のふた</li> </ul>	 <p>「その他プラ」として出せるものは左記の「プラマーク」がついているものが対象となります。</p> <p>直接「プラマーク」が印されていなくてもラベル等に記入されていれば対象となります。</p> <p>※中身を使い切ってから汚れのついていないものは、水洗いし乾燥させてから出してください。</p> <p><b>注1</b> 食品の残りかす等が付いていると腐敗が進み、臭気や衛生的な面でも問題がありますので水洗いするか、紙や布でふきとってください。</p> <p><b>注2</b> 汚れているものや中身を使い切っていないものは資源ごみとなりませんので、可燃ごみとして町指定ごみ収集袋に入れて出してください。</p> <p><b>注3</b> プラスチック製のものでも、商品として購入したもの（ビデオテープ、おもちゃ、タッパ、洗面器等）は不燃ごみの日に出してください。</p>	 <p>透明・半透明のビニール袋</p> <p>または、プラマークのついたレジ袋</p>

その他プラの対象とならない品目例

- 飲料用(清涼飲料・酒)、しょうゆ等のペットボトル
- カセットテープ(ケースも含む)、ビデオテープ(ケースも含む)、文房具、おもちゃ、バケツ、洗面器、じょうろ、歯ブラシ、食器、ハンガー、ホース、シート、レコード、くし、衣装ケース、パネル

▶▶▶ ペットボトルの日に出してください

▶▶▶ 不燃ごみの日に出してください

▶▶▶ 一辺の長さが50cm以上のものは、粗大ごみの日に出してください